

令和3年3月19日

当組合の変動金利型のローンをご利用いただいているお客様へ

丸八信用組合

変動金利型ローンの約定変更について

平素は当組合をご利用いただき、誠にありがとうございます。

さて、現在ご利用いただいております変動金利型ローンについて、後記の新旧対照表のとおり約定を変更いたします。

今回の約定変更に伴って、直ちに現在の適用利率が変更になることはありません。また今後変更になる場合には、あらかじめご案内させていただきますので、よろしく願いいたします。

何かご不明な点がございましたら、融資課までお問い合わせください。

記

1. 約定変更対象の変動金利型ローン

- (1) フリーローン、フリーローンα、リフォームローン、学資金ローン、マイカーローン
- (2) 信用貸付、定年退職10年前貸付、担保貸付、優遇貸付

2. 約定変更日

令和3年3月19日

3. 約定の変更箇所

後記「新旧対照表」の改定後の下線部が変更部分となります。

丸八信用組合 融資課（市役所西庁舎5階）

電話 （052）951-1249

市役所内線電話 3467

新旧対照表

フリーローン、フリーローンα、リフォームローン、学資金ローン、マイカーローン
「約定」の変更箇所

改正前	改正後
[約 定]	[約 定]
<p>第2条（適用利率）</p> <p>1 利率は、金銭消費貸借契約証書記載の利率から、次条の規定に従って変動する変動金利とします。また付利単位は、1円とします。</p> <p>2 <u>金銭消費貸借契約証書記載の利率は、借入日において、組合が日銀発表短期プライムレート（最頻値）の上下5%の範囲内で金融情勢等を勘案して定める金利とします。ただし、上記短期プライムレートの発表が廃止された場合には、組合が一般に相当と認められる金利を定めるものとします。</u></p>	<p>第2条（適用利率）</p> <p>1 略</p> <p>2 (削 除)</p>
<p>第3条（利率の変更幅の算出及び変更日）</p> <p>1 利率の引上げ幅又は引下げ幅の算出は年2回4月1日と10月1日を基準として行うものとし、基準日（借入日が前回基準日以降の場合は借入日）における<u>日銀発表短期プライムレート（最頻値）</u>と前回基準日における<u>日銀発表短期プライムレート（最頻値）</u>の差をもって利率を引上げ、又は引下げするものとします。<u>但し、利率は、年0.7%を下限とします。</u></p> <p>2 前項により利率を変更する場合、変更後の利率の適用開始日は次のとおりとします。</p> <p>(1) 基準日が4月1日の場合は、基準日の属する年の7月の約定返済日の翌日とし、8月の約定返済日から新利率による返済が始まるものとします。</p> <p>(2) 基準日が10月1日の場合は、基準日の翌年の1月の約定返済日の翌日とし、翌年2月の約定返済日から新利率による返済が始まるものとします。</p>	<p>第3条（利率の変更幅の算出及び変更日）</p> <p>1 利率の引上げ幅又は引下げ幅の算出は年2回4月1日と10月1日を基準として行うものとし、基準日（借入日が前回基準日以降の場合は借入日）における<u>基準利率</u>と前回基準日における<u>基準利率</u>の差をもって利率を引上げ又は引下げするものとします。</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>2 略</p>
<p>第22条（合意管轄裁判所）</p> <p>借入人及び連帯保証人は、本契約に関する紛争については、組合の本店所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに合意します</p>	<p>第22条（合意管轄裁判所）</p> <p>借入人及び連帯保証人は、本契約に関する紛争については、組合の本店所在地を管轄する裁判所を<u>専属的合意管轄裁判所</u>とすることに合意します</p>

新旧対照表

信用貸付、定年退職10年前貸付、担保貸付、優遇貸付「約定」の変更箇所

改正前	改正後
[約 定]	[約 定]
<p>第2条（適用利率）</p> <p>1 利率は、金銭消費貸借契約証書記載の利率から、次条の規定に従って変動する変動金利とします。また付利単位は、1円とします。</p> <p>2 <u>金銭消費貸借契約証書記載の利率は、借入日において、組合が日銀発表短期プライムレート（最頻値）の上下5%の範囲内で金融情勢等を勘案して定める金利とします。ただし、上記短期プライムレートの発表が廃止された場合には、組合が一般に相当と認められる金利を定めるものとします。</u></p>	<p>第2条（適用利率）</p> <p>1 略</p> <p>2 (削 除)</p> <hr/> <hr/>
<p>第3条（利率の変更幅の算出及び変更日）</p> <p>1 利率の引上げ幅又は引下げ幅の算出は年2回4月1日と10月1日を基準として行うものとし、基準日（借入日が前回基準日以降の場合は借入日）における<u>日銀発表短期プライムレート（最頻値）</u>と前回基準日における<u>日銀発表短期プライムレート（最頻値）</u>の差をもって利率を引上げ、又は引下げするものとします。但し、利率は、年0.7%を下限とします。</p> <p>2 前項により利率を変更する場合、変更後の利率の適用開始日は次のとおりとします。</p> <p>(1) 基準日が4月1日の場合は、基準日の属する年の7月の約定返済日の翌日とし、8月の約定返済日から新利率による返済が始まるものとします。</p> <p>(2) 基準日が10月1日の場合は、基準日の翌年の1月の約定返済日の翌日とし、翌年2月の約定返済日から新利率による返済が始まるものとします。</p>	<p>第3条（利率の変更幅の算出及び変更日）</p> <p>1 利率の引上げ幅又は引下げ幅の算出は年2回4月1日と10月1日を基準として行うものとし、基準日（借入日が前回基準日以降の場合は借入日）における<u>基準利率</u>と前回基準日における<u>基準利率</u>の差をもって利率を引上げ又は引下げするものとします。</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <hr/> <p>2 略</p>
<p>第24条（合意管轄裁判所）</p> <p>借入人及び連帯保証人は、本契約に関する紛争については、組合の本店所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに合意します</p>	<p>第24条（合意管轄裁判所）</p> <p>借入人及び連帯保証人は、本契約に関する紛争については、組合の本店所在地を管轄する裁判所を<u>専属的合意管轄裁判所</u>とすることに合意します</p>